

第5期豊山町職員環境保全行動指針 (第4次豊山町地球温暖化対策実行計画)

令和3年3月

豊 山 町

目 次

1	背景	1
2	これまでの取組	2
3	指針の基本的事項	3
	（１）指針の対象	
	（２）期間	
	（３）取組の内容	
	（４）温室効果ガスの種類・内容	
	（５）指針（計画）の位置付け	
4	温室効果ガスの削減目標	5
	（１）基準年度	
	（２）基準年度における温室効果ガスの排出量	
	（３）温室効果ガスの総排出量に関する目標	
	（４）温室効果ガス排出量の前期計画との比較	
5	具体的取組事項	9
	（１）職員の環境意識の向上	
	（２）購入に関する取組	
	（３）使用に関する取組	
	（４）建設に関する取組	
	（５）廃棄に関する取組	
6	計画の推進・点検	15
	（１）推進体制	
	ア 推進担当者	
	イ 事務局	
	（２）職員に対する情報提供等	
	（３）実施状況の点検・評価	
	（４）実行状況の公表の方法・時期	
	参考資料	16

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、二酸化炭素の排出の少ない低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。

同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

平成28年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

また、近年は、平成27年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための国際目標であるSDGs（※）の推進に向けて、世界単位での取組が求められています。

SDGsは、令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、経済・社会・環境をめぐる様々な課題解決に取り組む、持続可能な世界の実現を目標としています。

持続可能な世界を実現するためには、発展途上国のみならず、先進国の政府、民間企業、NGO、自治体、個人等、あらゆる主体において、普遍的な取組が求められます。今後は本町においても、SDGsと各種事務・事業との関連性について、各々の職員が共通認識を持ちながら、地球温暖化対策を始めとした環境保全活動に積極的に取り組んでいく必要があります。

（※）SDGs（Sustainable Development Goals）

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

2 これまでの取組

本町では、平成10年12月4日に「青い地球を未来へー豊山町環境宣言ー」を議決し、環境問題に対して主体的に取り組むことを宣言しています。

この取組の一環として、平成15年4月に第1期豊山町職員環境保全行動指針を策定しました。その後は、第2期の職員環境保全行動指針を法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を包括する指針として位置付け、「第2期豊山町職員環境保全行動指針（第1次豊山町地球温暖化対策実行計画）」を策定しました。

第2期の職員環境保全行動指針以降は、5年ごとに職員環境保全行動指針（地球温暖化対策実行計画）の点検及び見直しを行いながら、環境保全行動に取り組んできました。

指針（計画）	主な取組実績
＜第1期豊山町職員環境保全行動指針＞ 【計画期間：平成15年度～平成17年度】 【策定時期：平成15年4月】	庁舎内の紙コップ廃止 公用車使用ガイドラインの作成
＜第2期豊山町職員環境保全行動指針＞ （第1次豊山町地球温暖化対策実行計画） 【計画期間：平成18年度～平成22年度】 【策定時期：平成18年5月】	冷暖房運用指針の作成 緑のカーテン設置
＜第3期豊山町職員環境保全行動指針＞ （第2次豊山町地球温暖化対策実行計画） 【計画期間：平成23年度～平成27年度】 【策定時期：平成23年4月】	省エネルギー型製品への切替計画の作成 低燃費車への切替計画の作成 環境省ライトダウンキャンペーンへの参加 特定規模電気事業者からの電力購入開始 学校施設への太陽光パネルの設置
＜第4期豊山町職員環境保全行動指針＞ （第3次豊山町地球温暖化対策実行計画） 【計画期間：平成28年度～令和2年度】 【策定時期：平成28年4月】	環境パネル展の実施 住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付範囲拡大 低燃費車への切り替え 庁舎内の窓ガラスの一部に遮熱フィルムの設置 庁舎内のパーゴラ照明のLED化

3 指針の基本的事項

(1) 指針の対象

町の実施する事務及び事業を行う全ての組織を対象とします。なお、指定管理者及び外部委託により実施する事務及び事業活動で、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

(2) 期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、5年ごとに点検及び見直しを行い、取組みを継続していくこととします。

(3) 取組の内容

地球温暖化の最大の要因は、温室効果ガスの排出量の増加と言われており、法第2条第2項においても、「地球温暖化対策」とは「温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策」と規定しています。

このことから、この指針においては、職員の身近なところから取り組むことができる、温室効果ガスの排出量の削減に向けた行動を主とします。

なお、点検及び評価の指標となる数値については、集客施設の事業に係るものは、削減状況を一律に比べることができないことから、算出する対象から省きます。

(4) 温室効果ガスの種類・内容

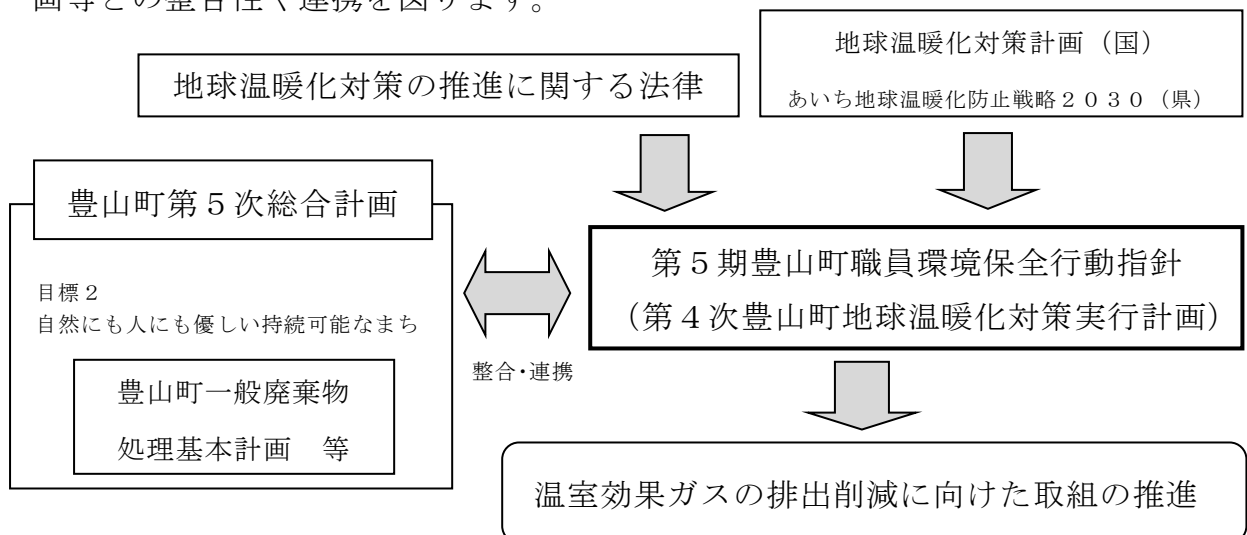
この指針では、法第2条第3項に規定する「温室効果ガス」7種類のうち、本町の事務事業により排出される4種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）を対象とします。

温室効果ガスの種類		発生要因となる活動等
①	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源：電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。 非エネルギー起源：廃プラスチック類の焼却等により排出される。
②	メタン	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、

	(CH ₄)	廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。
③	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。
④	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。
⑤	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。
⑥	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等を使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。
⑦	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。

（５）指針（計画）の位置付け

法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を包括する指針として、「第5期豊山町職員環境保全行動指針（第4次豊山町地球温暖化対策実行計画）」を策定します。また、計画の策定や推進においては、他の関連計画等との整合性や連携を図ります。



4 温室効果ガスの削減目標

(1) 基準年度

最新で電気・ガス等使用量データが確定している令和元年度を基準とします。

(2) 基準年度における温室効果ガスの排出量

町の令和元年度の事務及び事業から排出された温室効果ガス総排出量は 1,007 トン (1,007,982.80 kg) で、二酸化炭素が大部分を占めています<表-1>。

温室効果ガスの内訳は、二酸化炭素<表-2>、メタン<表-3>、一酸化二窒素<表-4>、ハイドロフルオロカーボン (HFC) <表-5>の4種類となっており、電気の使用に伴うものが過半数を占めています。

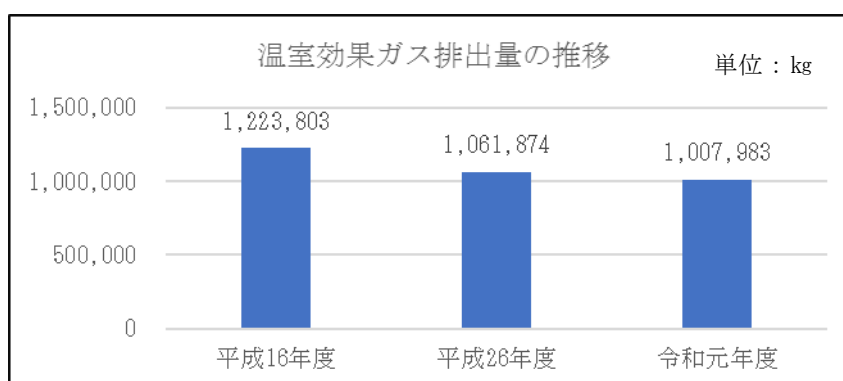
<表-1 温室効果ガスの排出実態>

温室効果ガスの種類	令和元年度 温室効果ガス排出量(kg)	平成26年度 温室効果ガス排出量(kg)	令和元年度 構成比(%)
二酸化炭素	1,003,922.57	1,057,970.15	99.60
メタン	2,144.84	1,956.26	0.21
一酸化二窒素	1,572.19	1,590.35	0.16
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	343.20	357.50	0.03
温室効果ガス 総排出量	1,007,982.80	1,061,874.26	100.00

※温室効果ガス排出量の算定にあたっては、法施行令第3条に定められている温室効果ガス排出係数を用い、温室効果ガス総排出量の算定は、法施行令第4条に定められている地球温暖化係数を用いた。

<温室効果ガス排出量>

温室効果ガスの排出要因である活動量(電気使用量等)×当該活動に係る排出係数(当該活動一単位当たりの温室効果ガス排出量)×当該温室効果ガスに係る地球温暖化係数



<表－２ 二酸化炭素の排出要因別排出実態>

排出要因		活動量	単位	排出 係数	温暖化 係数	令和元年度 温室効果ガス 排出量 (kg)	平成２６年度 温室効果ガス 排出量 (kg)	令和元年度 構成比 (%)
１ 電気の使用		1, 157, 883	kWh	0. 485	1	561, 573. 26	708, 505. 51	55. 94
２ 燃料の使用								
	ガソリン	6, 548	L	2. 32	1	15, 191. 36	20, 184. 93	1. 51
	灯油	1, 854	L	2. 49	1	4, 616. 46	5, 425. 71	0. 46
	軽油	1, 203	L	2. 58	1	3, 103. 74	3, 421. 08	0. 31
	A重油	76, 000	L	2. 71	1	205, 960. 00	172, 898. 00	20. 52
	プロパンガス	301	kg	3	1	903. 00	1, 461. 00	0. 09
	都市ガス	95, 325	kg	2. 23	1	212, 574. 75	146, 073. 92	21. 17
温室効果ガス排出量 合計						1, 003, 922. 57	1, 057, 970. 15	100. 00

※電気の排出係数は、環境省の示した代替値を使用

<表－３ メタンの排出要因別排出実態>

排出要因		活動量	単位	排出係数	温暖化 係数	令和元年度 温室効果ガ ス排出量 (kg)	平成２６年度 温室効果ガス 排出量 (kg)	令和元年度 構成比 (%)
自動車の走行								
ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	42, 245	km	0. 00001	25	10. 56	13. 42	0. 49
	軽自動車	10, 066	km	0. 00001	25	2. 52	2. 10	0. 12
	小型貨物車	8, 719	km	0. 000015	25	3. 27	2. 18	0. 15
	軽貨物車	9, 847	km	0. 000011	25	2. 71	4. 36	0. 13
軽 油	普通貨物車	4, 200	km	0. 000015	25	1. 58	1. 72	0. 07
	特殊用途車	606	km	0. 000013	25	0. 20	0. 23	0. 01
浄化槽によるし尿 及び雑排水の処理		144	人	0. 59	25	2, 124. 00	1, 932. 25	99. 03
温室効果ガス排出量 合計						2, 144. 84	1, 956. 26	100. 00

※温室効果ガス排出量算出については、小数点以下第３位を四捨五入

<表－４ 一酸化二窒素の排出要因別排出実態>

排出要因		活動量	単位	排出係数	温暖化 係数	令和元年度 温室効果ガス 排出量 (kg)	平成２６年度 温室効果ガス 排出量 (kg)	令和元年度 構成比 (%)
自動車の走行								
ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	42,245	km	0.000029	298	365.08	463.89	23.22
	軽自動車	10,066	km	0.000022	298	65.99	55.16	4.20
	小型貨物車	8,719	km	0.000026	298	67.55	45.02	4.30
	軽貨物車	9,847	km	0.000022	298	64.56	104.03	4.11
軽 油	普通貨物車	4,200	km	0.000014	298	17.52	19.09	1.11
	特殊用途車	606	km	0.000025	298	4.51	5.29	0.29
浄化槽によるし尿 及び雑排水の処理		144	人	0.023	298	986.98	897.87	62.78
温室効果ガス排出量 合計						1,572.19	1,590.35	100.00

※温室効果ガス排出量算出については、小数点以下第３位を四捨五入

<表－５ ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出要因別排出実態>

排出要因	活動量	単位	排出係数	温暖化 係数	令和元年度 温室効果ガス 排出量 (kg)	平成２６年度 温室効果ガス 排出量 (kg)	令和元年度 構成比 (%)
カーエアコン の使用台数	24	台	0.01	1,430	343.20	357.50	100.00

（３）温室効果ガスの総排出量に関する目標

計画期間中における温室効果ガスの総排出量を、令和元年度（1,007,982.80kg）比で下回ることを目標とします。

（４）温室効果ガス排出量の前期計画との比較

令和元年度と平成２６年度（前期計画策定時）の温室効果ガスの排出量を比較した結果、温室効果ガスの削減状況は以下のとおりです。

<表－６ 温室効果ガスの排出量削減率>

温室効果 ガスの種類	令和元年度 温室効果ガス 排出量(kg)	平成２６年度 温室効果ガス 排出量(kg)	温室効果ガス 排出量削減率	削減状況
二酸化炭素	1,003,922.57	1,057,970.15	5.1% 削減	○
メタン	2,144.84	1,956.26	9.6% 増加	×
一酸化二窒素	1,572.19	1,590.35	1.1% 削減	○
ハイドロフルオロ カーボン（HFC）	343.20	357.50	4.0% 削減	○
温室効果ガス 総排出量	1,007,982.80	1,061,874.26	5.1% 削減	○

温室効果ガスの総排出量は、平成２６年度と比較して５．１％減少しています。

総排出量が減少した主な要因としては、電気使用量の削減や低燃費車への切替え等により、４種類の温室効果ガスのうち、特に二酸化炭素やハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の減少があげられます。

一方で、４種類の温室効果ガスのうち、メタンについては平成２６年度と比較して、９．６％増加しています。排出量が増加した主な要因としては、職員数が平成２６年度の１３１人から令和元年度には１４４人に増加したことにより、浄化槽のし尿や雑排水の処理量の増加があげられます。

5 具体的取組事項

職員が実施する具体的な取組事項は、下記のとおりです。

(1) 職員の環境意識の向上

平成15年度からの指針の実践により、環境保全行動は組織的に取り組まれるようになりました。今後の更なる取組の推進、発展のために環境意識の向上につながる啓発活動・情報提供等、職員への働きかけを行います。

具体的措置の内容	主な実施者
① 職員に対して環境保全に関する情報提供を行い、意識や知識の向上を図る。	総務課 住民課
② 電気等の使用の削減のため、残業の削減、ノー残業デーを職員が実施できるよう取り組む。	各課
③ 環境配慮契約法やグリーン購入法に関する情報を実務に活かせるよう周知する。	総務課
④ 環境に関するイベント等、職員全員が実施できるよう周知する。	各課
⑤ クールビズやウォームビズへの取組を推進する。	総務課

＜SDGsの17の目標のうち、該当する目標＞ ※各目標の詳細な内容はP16以降参照



(2) 購入に関する取組

製品の製造段階（資源の採取等）、使用段階、廃棄までの全ての過程を考慮して、総合的に環境負荷が小さい製品を率先して購入します。

項目		具体的措置の内容	主な実施者
環境配慮型物品の購入の推進	事務用品・消耗品等	① 「エコマーク」等、環境ラベリング商品を選ぶ。	各課
		② 廃木材、間伐材、廃プラスチック等の再生材料の商品を選ぶ。	
		③ 簡略な包装の商品を選び、過剰包装を避ける。	
		④ 使い捨て商品の使用や購入を避ける。	
		⑤ 使用後にリサイクルしやすい商品を選ぶ。	
		⑥ 詰替えやリターナブル容器の商品を選ぶ。	
		⑦ 再利用、リサイクルルートの確立しているものを選ぶ。	
	紙製品	① 「グリーンマーク」等、環境ラベリング商品を選ぶ。	総務課
		② コピー用紙は国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる商品を購入する。	
		③ できる限り古紙配合率が高く、白色度の低い商品を選ぶ。	各課
		④ 用紙類や印刷物等については、リサイクルしにくい素材で特殊コーティングされている商品を避ける。	
公用車	① 低燃費等の環境に配慮した車を選ぶ。	企画財政課	
	② 使用実態を踏まえ、必要最低限の大きさ及び排気量の車を選ぶ。		
省エネルギー・省資源型機器購入の推進		① 省エネルギー型で環境負荷の少ないものを選ぶ。	各課
		② 用途に見合った適正規模の機器を選ぶ。	

<SDGsの17の目標のうち、該当する目標> ※各目標の詳細な内容はP16以降参照



(3) 使用に関する取組

それぞれの製品やサービスの用途等を考慮しつつ適正使用（利用）、長期使用を図ることにより、使用時における環境負荷の低減を図ります。

項目	具体的措置の内容	主な実施者
省エネルギーの推進	① 使用していない部屋の空調・照明は必ず消す。	全職員
	② 昼休み中及び時間外勤務中は、不要な照明を消す。	
	③ 空調は、過度にならないようにし、冷房は室温 28℃、暖房は室温 19℃を目安とする。ただし、OA機器に影響しないよう配慮する。	総務課
	④ OA機器、照明設備は、省エネルギー型に随時更新する。	
	⑤ 電気機器類等に付属している節電機能を活用する。	全職員
	⑥ 退庁時に身の回りの電気機器類の電源が切られているか確認する。	
	⑦ ブラインド等にて、採光・遮光を管理し、空調・照明を効率化する。	
	⑧ 「公用車使用ガイドライン」に従い環境へ配慮した運転をする。	
	⑨ 公用車で同一方向に行く場合は相乗りに努める。	
	⑩ 町内の荷物を伴わない移動は、自転車の使用をするよう努める。	
	⑪ 公用車は、定期的に点検や整備を行う。	企画財政課
	⑫ 自転車の効率的管理を図る。	
節水の推進	① こまめに蛇口を閉める等、無駄のない作業を徹底する。	全職員
	② 感知式洗浄弁、節水蛇口等の節水器具による節水を図る。	各課
コピー用紙等の紙類の使用量削減	① 文書の簡素化等により会議資料、添付資料の配布枚数を減らす。	全職員
	② Nアップ印刷、両面印刷、両面コピーを活用する。	
	③ ミスコピーの裏面、使用済み封筒の利用を図る。	
	④ 資料を作成するときは、内容を精査しミスのないようにする。	

コピー用紙等の紙類の使用量削減	⑤ 印刷、コピーの際は、内容を精査し、不要な紙の使用を無くす。	全職員
	⑥ 各種資料等の共有化を図り、個人所有の資料等を無くす。	
	⑦ コピー機の使用前後に設定を確認し、ミスコピーを防止する。	
	⑧ カラー資料はプリンターを活用し、必要最低限の作成とする。	
	⑨ 簡易な事務連絡等は、回覧・掲示板・コンピュータネットワークを使い、用紙類の使用を控える。	
	⑩ 職場内のペーパーレス化に向けた事務のO A化やI C T化を図る。	各課
物品の長期使用の推進	① 事務用品・消耗品は、大切に使用し節約に努める。	全職員
	② 事務機器の保守管理を徹底し長期使用に努める。	
環境に配慮した施設の管理の推進	① 施設等は、日常の保守・点検を実施し、長期使用に努める。	各課
	② 文書を適切に管理し、書庫やキャビネットを効率的に使用する。	総務課

<SDGsの17の目標のうち、該当する目標> ※各目標の詳細な内容はP 1 6以降参照



(4) 建設に関する取組

施設・設備を改善し、省エネルギーを行うことが最も効率の良い地球温暖化の防止対策であり、大きな効果を得ることができます。施設を新築・改築する時や設備を新設・更新する時は、設計段階から省エネルギーを検討します。

項目	具体的措置の内容	主な実施者
建設廃棄物の削減及び再利用の推進	① 建設廃棄物としての鉄骨材、アスファルト、コンクリート等は、再生処理施設への搬入の徹底を図る。	各課
	② 建設残土の発生を抑え、埋め戻し土への流用を図る。	
	③ 再生路盤、再生アスファルト等の再生品利用を積極的に行う。	
省エネルギー・省資源の推進	① 空調、照明等の設備機器は省エネルギー型を採用する。	
	② 断熱、通風、採光に配慮した設計を行う。	
	③ 太陽光発電等の自然エネルギーの利用を検討する。	
	④ 感知式洗浄弁、節水蛇口等の節水器具を導入する。	
	⑤ 雨水・使用済みの水を再利用する設備の導入を検討する。	
自然環境に配慮した設計・施工の推進	① 事業の構想、計画段階から環境保全への配慮を図る。	
	② リサイクルの容易な資材の採用、環境ホルモン対策に配慮して設計する。	
環境負荷の少ない施工の推進	① 間伐材の利用を促進する。	
	② 豊山町緑の基本計画及び豊山町都市計画マスタープランに基づき公共施設内の緑化推進を図る。	

<SDGsの17の目標のうち、該当する目標> ※各目標の詳細な内容はP16以降参照



（５）廃棄に関する取組

製品の長期使用等により可能な限り廃棄物の排出削減を図ります。

また、再利用（リユース）を推進するとともに、リサイクルルートの確立しているものについては、リサイクルしやすい形態で排出します。

項目	具体的措置の内容	主な実施者
庁舎等の 廃棄物削減	① 両面コピーの活用や再利用により、用紙類の使用量削減に努める。	全職員
	② 物品を計画的に購入し、適切な在庫管理により、廃棄を削減する。	各課
廃棄物等の 分別	① 循環資源、一般廃棄物、産業廃棄物の分別を徹底する。	全職員
リサイクル の推進	① 事務用紙、書籍、新聞紙等は、紙資源としての回収の徹底を図る。	
	② 金属類、ガラス類及びプラスチック類の分別を徹底し、再資源化を推進する。	
	③ アルミ缶、スチール缶及び瓶の分別を徹底し、再資源化を推進する。	
	④ 再利用容器については、回収を徹底する。	
	⑤ 再利用（リユース）を推進するとともに、リサイクルルートの確立しているものについては、リサイクルしやすい形態で排出する。	
	⑥ トナーカートリッジ等の回収を要請する。	企画財政課
有害物質等 の排出抑制 と適正処理 の推進	① 廃棄する公用車、冷蔵庫等の特定フロンを適切に処理する。	各課
	② 廃棄物の分別を徹底し適正に処理する。	

＜SDGsの17の目標のうち、該当する目標＞ ※各目標の詳細な内容はP16以降参照



6 計画の推進・点検

(1) 推進体制

職員の中から「推進担当者」を設け、事務局は総務課とします。推進担当者と事務局は協力して総合的な推進を図っていくものとします。

ア 推進担当者

下表の施設管理担当課（局）長及び出先機関の長を推進担当者とします。

所管部局	管理所管担当課	施設等の範囲
総務部	総務課	役場庁舎、複合庁舎
	企画財政課	公用車
生活福祉部	福祉課	豊山保育園、富士保育園、青山保育園 総合福祉センターしいの木、さざんか、ひまわり
	保険課	保健センター、地域包括支援センター
産業建設部	まちづくり推進課	航空館 b o o n
	建設課	久田良木排水機場、し尿中継施設、ポンプ場
教育委員会事務局	学校教育課	豊山小学校、新栄小学校、志水小学校 豊山中学校、給食センター
	生涯学習課	社会教育センター、豊山グランド、学習等供用施設

イ 事務局

事務局は、実施状況を把握するとともに総合的な管理を行います。

(2) 職員に対する情報提供等

事務局は、推進担当者及び職員全員に対する環境問題に関する情報提供を行い、実行計画の普及・啓発に努めます。

(3) 実施状況の点検・評価

毎年度、事務局は本計画の実施状況を取りまとめ、総合的な評価を行い、取組状況やその効果等について報告・協議を行います。また、事務局は、施設の変化や実施状況を点検し、必要に応じて指針を見直します。

推進担当者は、物品の購入や印刷物の発注等を行う場合、または施設の新設・改築、設備の新設・更新等の際は、環境への配慮を常に確認するものとします。

(4) 実行状況の公表の方法・時期

温室効果ガスの総排出量、数値目標の達成状況、実行状況等については、ホームページ等を通じて、実施年度の翌年度のなるべく早い時期に公表します。

参考資料

1. SDGs (Sustainable Development Goals) とは

SDGsは、平成27年9月の国連総会において全会一致で採択された令和12年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、「誰一人取り残さない」というコンセプトを分野別の目標としてまとめた「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目標し、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する総合的な取組が示されます。

2. SDGsの目標とターゲット

本計画に関連するSDGsの目標と細分化されたターゲットは以下のとおりです。

目標	説明	ターゲット
 6 安全な水とトイレを世界中に	(水・衛生) すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	(6.1) 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 (6.2) 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 (6.3) 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 (6.4) 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 (6.5) 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 (6.6) 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 (6.a) 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 (6.b) 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標	説明	ターゲット
 7 再生エネルギーを拡大し、クリーンに 	(エネルギー) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	(7.1) 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 (7.2) 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 (7.3) 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 (7. a) 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 (7. b) 2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
 11 住み続けられるまちづくりを 	(持続可能な都市) 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	(11.1) 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 (11.2) 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 (11.3) 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 (11.4) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 (11.5) 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 (11.6) 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 (11.7) 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 (11. a) 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 (11. b) 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 (11. c) 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。
 12 つくも責任 つかう責任 	(持続可能な生産と消費) 持続可能な生産消費形態を確保する。	(12.1) 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。

目標	説明	ターゲット
		(12. 2) 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 (12. 3) 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 (12. 4) 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 (12. 5) 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 (12. 6) 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 (12. 7) 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 (12. 8) 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 (12. a) 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 (12. b) 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 (12. c) 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
	(気候変動) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	(13. 1) 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 (13. 2) 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 (13. 3) 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 (13. a) 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 (13. b) 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 ※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標	説明	ターゲット
	(陸上資源) 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	(15.1) 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 (15.2) 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 (15.3) 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 (15.4) 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 (15.5) 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 (15.6) 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 (15.7) 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 (15.8) 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 (15.9) 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。 (15.a) 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 (15.b) 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。 (15.c) 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

**第 5 期豊山町職員環境保全行動指針
(第 4 次豊山町地球温暖化対策実行計画)**

令和 3 年 3 月

発行：豊山町 総務部 総務課

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

TEL0568-28-6003 FAX0568-29-1177